

CASBEE 評価員登録更新について

CASBEE 建築評価員、戸建評価員、不動産評価員、ウェルネスオフィス評価員は5年毎の更新制となっており、有効期限内に登録更新を行うことが必要です。登録更新を行う場合には当財団へ申請を行ってください。

1. 更新手続きの流れ

① 当財団より書類の送付

- ・各評価員資格の**有効期限(5年間)の最終年度になりましたら、秋頃に**登録更新に関する書類をお送り致します。
- ・書類は、**ご登録頂いているご自宅宛**に発送致します(個人情報に該当する書類が含まれるため)。住所変更されている場合や、別の宛先への送付をご希望の場合、必ず事前に事務局へご連絡ください。

② 書類とHP掲載資料の確認、登録更新料等お振込み

- ・送付された書類と、HPに掲載されている資料をお読みください。
 - ・2ページに記載の登録更新料等を指定口座にお振り込みください。
- ※2021年度は更新講習及び確認問題の提出はありません)

※登録証(賞状)は2020年度より選択制(有料:550円(税込))となっています。

③ 登録更新の申請

- ・「**登録更新申請書**」、「**振込明細書(コピー)**」を同封の上、当財団のCASBEE評価員センターにお送りください。

④ 登録更新の完了

- ・申請書類等に不備が無いか確認します。
 - ・「登録更新申請書」に基づき、登録情報を確認・修正いたします。
 - ・新しい登録証明書(カード)をお作りして、ご自宅へお送り致します。
- (登録証(賞状)はご注文いただいた方には登録証明書(カード)と一緒に送付いたします)
- ・登録更新の完了→登録証明書作成→送付のため少々お時間をいただきます。

2. 申請上の注意

(1) 登録更新の申請と有効期限

- 登録更新の申請は、更新手続きの受付期間※に行う必要があります。遅れた場合には、失効となる場合がありますのでご注意ください。（※受付期間については、登録更新のご案内発送時にお知らせします）
- 更新後の有効期間は、登録更新の申請が行われた年度を基準として、次の5年間となります。（例えば、2022年3月末に有効期限が切れる方が2021年10月に申請を行った場合、更新後の有効期限は、2022年4月1日から5年後の2027年3月31日となります。）

(2) 2つ以上の資格を有する場合の更新について

- CASBEE 建築評価員、戸建評価員、不動産評価員、ウェルネスオフィス評価員の資格について、2つ以上の資格を取得している場合更新時にはまとめて更新が行われます。各資格の有効期限が異なる場合には、以下の図1のように更新後の有効期限は統一されます。
- 例外として、3つの資格を有する場合はそのうち1つの資格について同時に更新しないことも選択できます。

【注意】有効期限を過ぎた資格については、まとめて更新することができません。

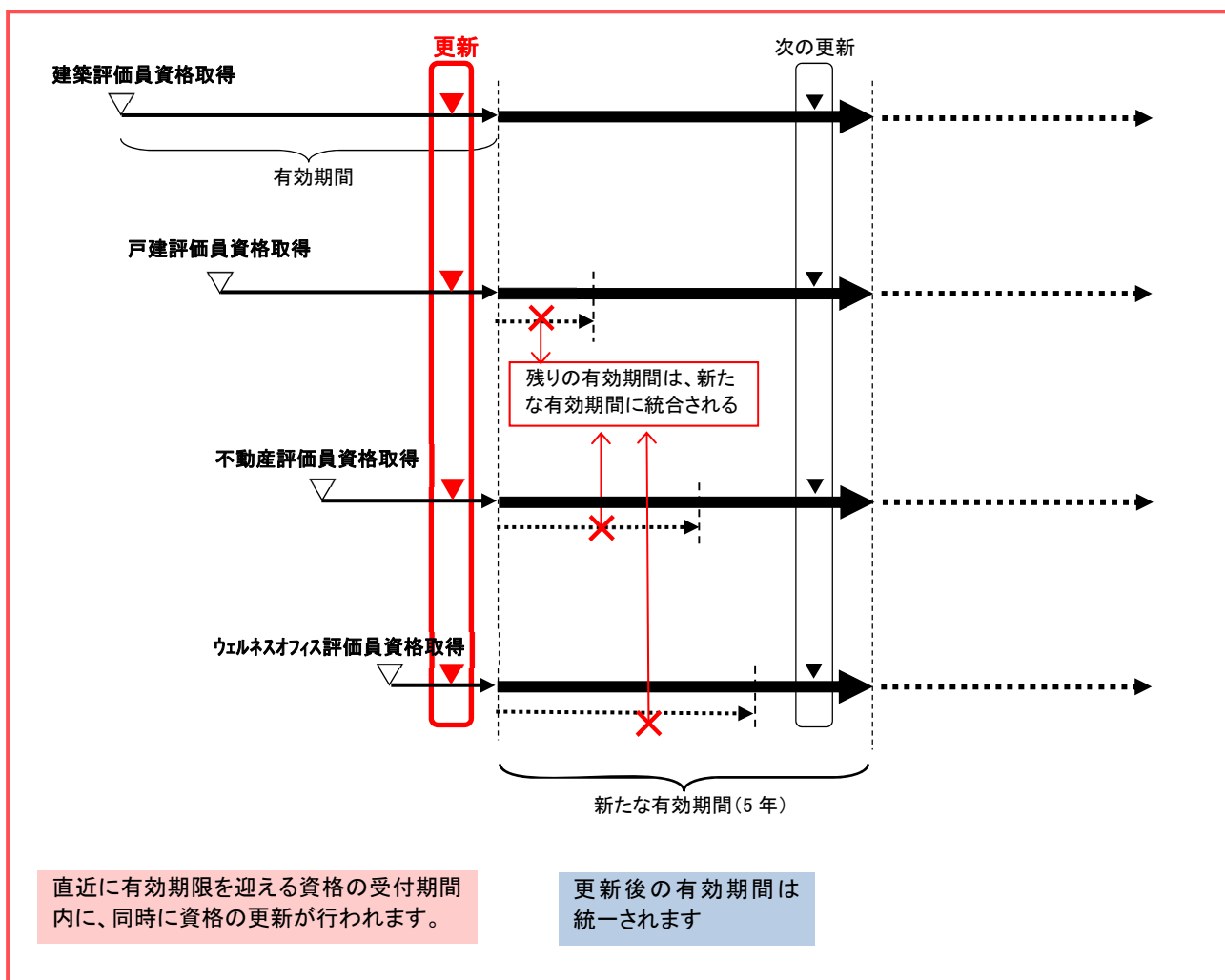


図1 2つ以上の資格を有する場合の更新の取り扱い

3. 更新の費用

登録更新料は次の通りです。

更新する評価員資格の種類数	1種類 ～ 2種類	3種類 ～4種類
登録更新料(税込)	15,400円	19,800円
注意	<p>上記の金額は有効期間内の更新に限ります。</p> <p>※失効した資格(但し更新猶予期間内のもの)※失効後1年以内の登録更新料は、別途費用がかかります。(1種類毎に15,400円必要)</p>	

※2020年度からCASBEE評価員登録証(賞状)については、選択制(有料:550円(税込))となりました。CASBEE評価員登録証(賞状)の発行を希望される場合は、発行料550円(税込)と、上記の登録更新料の合計金額でお振込ください。

(例) 登録更新料15,400円+登録証(賞状)発行料550円=15,950円
 登録更新料19,800円+登録証(賞状)発行料550円=20,350円

※CASBEE評価員登録証明書(カード)は従来通り発行します。

4. 有効期限を過ぎてしまった場合の措置について

有効期限内に登録更新をしなかった場合には、失効となります。

失効した場合には資格が失われ、評価員としての活動はできなくなります。ただし、**失効後1年以内**に登録更新手続きを行った場合には、資格を復活することができます(これを更新猶予期間と呼びます)。この場合、登録更新後の有効期間は、失効前に登録更新を行った場合の有効期間と同一とします(登録抹消期間分の有効期間の延長は行いません)。

更新猶予期間を過ぎてしまった場合には、登録更新を行うことはできません。資格を復活させるためには資格の再取得が必要となります。

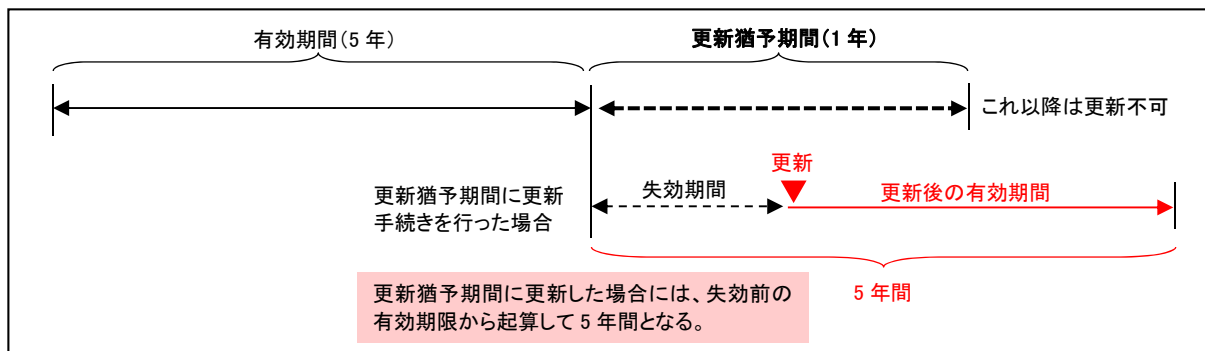


図2 更新猶予期間に更新した場合の有効期間の取り扱い

【注意】これまで、更新猶予期間は「失効後 3 年以内」としていましたが、2019 年 4 月以降は「失効後 1 年以内」となりましたので、ご注意ください。

申請窓口および問い合わせ先

本書に関する内容や更新手続きについて不明な点がございましたら、下記窓口にお問い合わせください。
また、登録更新に関する情報や申請書等は下記のウェブサイトに掲載しておりますのでご確認ください。

一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構 (IBEC)

CASBEE 評価員センター 評価員登録更新係

〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-5-1 全共連ビル麹町館

TEL: 03-3222-6714 (平日 9:30~12:00、13:00~17:30) 、FAX:03-3222-6100

Email: casbee-hyokain@ibec.or.jp

(CASBEE 評価員登録制度 登録更新に関する情報のページ)

https://www.ibec.or.jp/CASBEE/CASBEE_AP/renewal.htm